横浜信用金庫　商品説明書　　令和６年６月１日現在

# 《よこしん》ＳＤＧｓ・環境サポートローン『環』

| 商品名 | 《よこしん》ＳＤＧｓ・環境サポートローン『環』 |
|---|---|
| 対象者 | ・当金庫に口座を有する（または同時に開設可能な）法人または個人事業主の方<br>・当金庫の会員資格を有する法人または個人事業主の方<br>※法人の登記住所、営業地（個人事業主の方においては居住地または勤務地）のいずれかが当金庫の営業地区内（神奈川県横浜市、川崎市、横須賀市、鎌倉市、藤沢市、茅ヶ崎市、逗子市、三浦市、相模原市、厚木市、大和市、海老名市、座間市、綾瀬市、三浦郡、高座郡、愛甲郡愛川町、東京都大田区、東京都町田市）にある方<br>（注）営業地区内であっても、登記住所、営業地が取扱店から遠方など、取扱できない場合があります。<br>・反社会的勢力に該当しない法人または個人事業主の方。<br><br>上記すべてを満たす法人または個人事業主の方で、以下のいずれかに該当する方。<br>①　ＩＳＯ１４０００シリーズ・エコアクション２１・エコステージ・ＫＥＳまたはグリーン経営認証を取得している方または新たに取得する先（新たに取得する方は取得費用のみとなります）。<br>②　当金庫ＳＤＧｓ評価制度を利用、または横浜市ＳＤＧｓ認証制度“Ｙ－ＳＤＧｓ”認証を取得している方。<br>③　自家利用を対象とした再生可能エネルギーシステム等の製造、設置、販売を主業とする方。<br>④　下記の設備資金を利用する方<br>⑤　e-dash㈱または三井住友海上火災保険㈱が提供するＣＯ２排出量の見える化サービス利用先（同時申込可）。 |
| 資金使途 | 事業性資金（運転資金または設備資金）<br>設備資金の場合、以下が対象となります。<br>①　自家利用としての太陽光発電等、再生可能エネルギーシステムの設置や省エネルギー改修・機器の導入費用及び諸経費<br>②　公害防止施設の設置や設置にともなう工場の移転、低公害車の購入等。<br>※メガソーラーや投資目的のものは対象外となります。 |
| 融資金額 | 上限の定めはございません。 |
| 融資期間 | 【元金均等割賦返済方式の場合】<br>運転資金：10 年以内　　設備資金：15 年以内<br>（いずれも据置期間最大 1 年間を含みます）<br>【期日一括返済（毎月利払い方式）の場合】<br>1 年以内 |
| 融資利率 | 当金庫所定の利率を適用させていただきます。 |
| 融資利率タイプ | 《よこしん》短期プライムレート連動金利 |
| 返済方法 | 毎月元金均等割賦返済方式もしくは期日一括返済（毎月利払い方式）となります。 |
| 返済回数 | 毎月元金均等割賦返済の場合最大 180 回以内となります。期日一括返済（毎月利払い方式）の場合１回となります。 |
| 返済日 | 任意の日にちをお選びいただきます。<br>※ご実行の日にちと毎月の返済日を同じ日にちにすることはできません。<br>※ご返済日が当金庫の休業日の場合は、翌営業日となります。 |
| 手数料等 | ご融資実行時に新規実行手数料 2,200 円（但し新規融資取引される場合は別途 11,000 円）をご負担いただきます。また、契約書印紙代をご負担いただきます。 |
| 保証 | 必要に応じて信用保証協会をご利用いただきます。 |
| 保証人 | 法人：必要に応じて代表者　個人事業主：原則不要 |
| 保証料 | 信用保証協会ご利用の場合、信用保証協会所定の保証料をご負担いただきます。 |
| 担保 | 審査に応じて必要になる場合があります。 |
| 必要書類 | ・決算書 2 期分・履歴事項全部証明書（商業登記簿謄本）・連帯保証人になられる方の顔写真付本人確認書類（運転免許証等）・許認可が必要な事業の場合、許認可証・その他設備資金における見積書、領収書等審査に必要となる書類（お客様の状況によりお願いする場合があります） |
| 苦情処理措置・紛争解決措置 | ・苦情処理措置<br>本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはコンプライアンス統括部（9 時～17 時、電話：0120-828-833）にお申し出ください。<br>・紛争解決措置<br>神奈川県弁護士会（電話：045-211-7716）、東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、コンプライアンス |

| | |
|---|---|
| | 統括部または全国しんきん相談所（9 時～17 時、電話：03-3517-5825）、関東地区しんきん相談所（9 時～17 時、電話：03-5524-5671）にお問い合せください。また、お客様から、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申出いただくことも可能です。<br>　なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。<br>その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫コンプライアンス統括部もしくは全国しんきん相談所にお問合せください。 |
| その他 | ・お申込みに際しては審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に添えない場合もございますのであらかじめご了承ください。<br>・ご返済額の試算については、当金庫の本支店にお問い合わせください。 |

このまちの未来をともにつくる

横浜信用金庫